

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

大韓民国

食品表示

1. 主要な要求事項.....	1
2. 基本的な表示要件.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

食品医薬品安全処 (MFDS) は、韓国で消費者に対し、食品に関するより正確な情報を提供するための食品表示に関する規制と基準の実行の責任を負う。全ての輸入食品には、読みやすい韓国語の表示ラベルの貼付が義務付けられている。ステッカーやタグは許可されているが、簡単に剥がせたり、元のラベルを覆うことは許されない。

食品、食品添加物、畜産製品の表示には以下の情報が記載されていなければならない。

(a) 製品名、正味量および成分名；(b) 業者の名称および所在地；(c) 消費者の安全に関する警告；(d) 製造日、販売期限、賞味期限；(e) 消費者に食品添加物または畜産製品に関する情報を提供するために、総理府令によって規定されたその他の必要事項；および栄養情報。これらは容器包装に表示される。

1. 主要な要求事項

食品表示の要求事項は、「食品表示基準」において細かく定められている。以下に代表的なものを記す。

- A. 共通の表示要件および個別表示要件に沿った表示が必要である。消費者に販売される最小販売単位の製品の容器・包装に表示しなければならない。消費者に販売する最小販売単位製品の容器包装に表示すること。ただし、包装された菓子類のうち、キャンディ、チューインガム、ガムの最小販売単位製品の最大の面の面積が 30 cm²以下であり、複数の最小販売単位製品が1つの容器またはパッケージとして陳列・販売できるように包装されている場合は、容器またはパッケージに表示することができる。
- B. 表示は韓国語を基本とするが、漢字や外国語が混じっていても問題無い。消費者の理解を助けるために、漢字や外国語が混じったり、使われたりすることがあるが、その場合、漢字や外国語は韓国語表示と同じかそれ以下のフォントサイズで印刷しなければならない。ただし、輸入品や「商標法」に基づいて登録されたブランドや飲料の商品名の場合は、漢字や外国語を韓国語表示よりも大きなフォントサイズで表示することができる。
- C. 表示要件は、以下のように分類して示すものとする。

消費者が容易に認識できるように、主要表示パネルと情報パネルに分類し、背景色と対照的な色で印刷して表示すること。この場合、「表示要求ラベルデザインフォーマット (Format Design for Labelling Design of Labelling)」を適用することができる。ただし、回収・再利用されるボトルキャップ製品には、このフォーマットを適用してはならない。

 - 1) 主要表示パネルには、商品名、正味量、および正味量に対応するカロリー（カロリーは正味量の後に括弧書きで表示する）を表示する。主要な表示パネルに商品名、正味量、正味量に対応するカロリー以外の事項を表示する場合、情報パネルではこれらの表示義務を省略することができる。
 - 2) 情報パネルには、食品の種類、会社の名称と住所、賞味期限（製造日または最低耐久日）、原材料名、注意事項などを、各表示要件に分けて、図表や段落で表示する。ただし、情報表示の面積が 100 cm²未満の場合は、図表や段落で表示しなくてもよい。
- D. フォントサイズは、少なくとも 10pt 以上であること。
- E. 情報パネルの面積が不足しているため 10pt 以上のフォントサイズで表示できない場合（最小マージンを除いた主要表示パネルの面積）は、D 項を適用しないことができる。この場合、情報パネルには本公示（他の法律を含む）で定められた表示要件のみを表示する。
- F. D 項および E 項にもかかわらず、他の法律で表示要件やフォントサイズが具体的に規定されている場合、表示はそのように行わなければならない。
- G. 最小販売単位のパッケージの内容を 2 つ以上に分割して別個に包装された商品の場合は、内包ごとに商品名、正味内容、正味内容に対応するカロリー、消費者に正確な情報を提供するために、賞味期限または最小耐久日、および栄養成分を表示することができる。このような状況では、中袋付き製品の表示要件およびフォントサイズは、D 項に適合しない場合がある。

2. 基本的な表示要件

- 製品名：
許可・検査機関に申告した製品名と同一でなければならない。

- 製品タイプ
「食品の規格・基準」に従った食品カテゴリーの最小単位。
- 輸入者名、住所および欠陥が発生した場合に製品を返品または交換できる住所
- 製造者名
外国の製造者名を記載すること。外国語（英語など）で書かれている場合、韓国語への翻訳は必要ない。
- 製造日（年、月、日）
弁当、海苔巻き、ハンバーガー、サンドイッチ、寿司、砂糖、食用塩 冷菓、酒類（ビールと韓国の伝統的な米酒は賞味期限の表示が義務付けられているので除く）などの特別な指定商品には必須となる。アルコール飲料の場合は、製造番号（ロット番号）や瓶詰め日が製造日の代替となる。
- 流通期限または賞味期限
製造者が決定した流通期限を示す必要がある。製造日が適用される製品は、流通期限表示要件から除外される場合がある。ジャム、糖類製品（デキストリン、オリゴ糖、果糖、砂糖シロップなど）、殺菌液体茶およびコーヒー、殺菌飲料、醤油と味噌、殺菌カレー製品、酢、キムチ、塩漬けおよび発酵魚介類（ジュッガル）、漬物製品、殺菌煮沸製品、ビール、デンブン、蜂蜜、小麦粉、保存期間の長いレトルト食品や缶詰製品などの製品では、製品表示に賞味期限または流通期限のどちらかを使用できる。種々の製品を同梱する場合は、期限が最も短い製品の流通期限を表示すること。
- 内容（カロリー）、重量、容量、または個数
個数が示されている場合、括弧内に重量または容量を示す必要がある。カロリーは栄養表示の対象となる食品にのみ必要である。
- 成分名と内容
韓国語の表示には、すべての成分の名前が必要である。ただし、主な表示パネルが 30 cm²未満の製品では、上位 5 つの成分のみが必要である。
- 複合成分の作成に使用される成分名
人工的に添加された精製水と、製品重量の 5%未満に相当する複合原料を作るために使用される成分の名前は、要件から除外される。製品重量の 5%未満の複合原料の場合、韓国語の表示には複合原料の名前のみを記載する必要がある。製品重量の 5%を超える複合原料の場合、複合原料に含まれるすべての成分の名前を韓国語の表示に記載する必要がある。成分は、重量の多い順にリストする必要がある。つまり、最も重い成分が最初にリストされ、最も軽い成分が最後にリストされる。製品重量の 2%未満の成分については、重量順ではなく記載されていてもよい。韓国の食品添加物基準に記載されていない食品添加物の名称は、表示での使用が許可されていない。
エタノールと蒸留酒については、複合原料の成分表示要件を省略できる。エタノールまたは蒸留酒の製造に使用される原料の名前を記載せずに、「ウイスキー」、「ウォッカ」、または「ブランデー」と表示することができる。
- 食品添加物
食品添加物は、韓国の食品添加物基準または食品の表示規格に記載されているとおり、名称、略称、または目的を記載する必要がある（例：サッカリンナトリウム（甘味料））。
- アレルギー
食物アレルギーであることがわかっている食品は、混合物の一部として最少レベルが添加されている場合でも表示する必要がある。食物アレルギーとされる食品には、卵（鶏卵に限る）、牛乳、そば、ピーナッツ、大豆、小麦、サバ、カニ、エビ、豚肉、桃、トマト、亜硫酸塩添加物（最終製品に SO₂ が 10mg/g 以上含まれる場合に限る）、クルミ、牛肉、鶏肉、イカ、甲殻類（カキ、アワビ、ムール貝を含む）、松の実がある。これらのアレルギーの 1 つ以上を原料または上記のアレルギーを抽出して作られた原料として含む食品は、韓国語で表示する必要がある。（例：卵黄を含むクッキー：「卵黄（卵）」）
- 食物アレルギーを引き起こす可能性のある原料を含む製品と、食物アレルギーを引き起こさない原料で作られた製品が同じ処理ラインで生産される場合、「この製品は、そばを製造しているのと同じ製造施設で製造されている」というような声明文を表示すること。
- 栄養成分
指定された製品のみが栄養表示の対象となる。
- 食品の詳細な表示規格で指定されているその他のアイテム
使用または保存（例えば、缶詰製品の水切り重量、放射線処理された製品、等）のための注意事項や規格を

含んでいる。製品に対応する天然香料や成分が含まれていない限り、ラベルに果物の写真や絵を使用することは許されていない。

- 主表示パネルの調理済み食品の写真または絵
写真または絵がパッケージの主表示パネルに表示されている場合、「調理イメージ」または類似の用語を絵または写真とともに記載するものとする。
- 濃縮還元果汁
食品添加物を含んでいても、濃縮還元果汁は「100%」とすることができる。この場合、添加物の名称または目的を「100%」の表示の下に記載すること。(例えば、100%オレンジジュース(クエン酸を含む)または100%オレンジジュース(酸制御剤を含む))
- HACCP、ISO 22000、コーシャ、ハラール、GMP、ビーガンなどのマーケティングの主張
パッケージにマークまたはクレームを適用するために、輸出業者と輸入業者は特定のマーケティングの主張の根拠となる文書を保持する必要がある。MFDSは韓国に製品が到着した際に根拠となる文書をチェックしないが、必要に応じて文書を要求する権利を持っている。根拠となる文書は、信頼できる組織によって発行される必要がある。
- グルテンフリーの主張
小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、またはそのような穀物の雑種を使用せず、最終製品の総グルテン含有量が20mg/kg以下の製品に許可される。最終製品の総グルテン含有量が20mg/kgを超えないように、前述の穀物からグルテンを取り除いて作られた成分を含む製品も許可される。
- 内部包装の表示は任意である。製品名、正味含有量、正味含有量に対応するカロリー、流通期限または賞味期限、および栄養素を、内部包装に表示してもよい。
- 亜麻仁を含む製品(亜麻仁油を除く)には、次の文を記載する必要がある。「1日の総摂取量は16グラムを超えず、1サービングサイズは4グラムを超えないようにしましょう。」
- アルコール飲料以外の食品のラベルに、「ノンアルコール」、「アルコールフリー」、「アルコール無添加」と記載してもよい。この場合、「ノンアルコール」、「アルコールフリー」、または「アルコール無添加」の隣または下に括弧で囲まれた「成人のみ」の主張が行われるものとする。また、「ノンアルコール」との記載がある場合、「エタノール(またはアルコール)の含有率が1%未満」という記載は、「ノンアルコール」と同じフォントサイズで記載するものとする。例えば「ノンアルコール(エタノールを1%未満含む、成人のみ)」、「アルコールフリー(成人のみ)」、「アルコール無添加(成人のみ)」。
- 冷蔵または冷凍された畜産物については、主表示パネルに「冷蔵」または「冷凍」と表示する。ただし、冷蔵または冷凍が製品名の一部として使用されている場合、または主表示パネルに保管条件が示されている場合、この表示要件は免除される。
- 冷凍品に転換した冷蔵の畜産物の場合、以下のような情報を提供しなければならない。
 - 1) 声明文「本製品は、冷蔵製品を凍結して作られた」、2) 凍結された日付、および3) 冷凍品の流通期限と保存温度。

以下のカテゴリーは、上記の表示要件から除外されている。

- 穀物などの農産物、全冷凍魚などの水産物、および容器または包装に入っていない果物など。
- 屠殺体
- ラベルを貼ることができないバルクタイプの畜産物(獣脂、ラードなど)
- 韓国で自社使用のための製造に使用される食品。最終使用を確認するために、適切な文書が示される必要がある。この場合、製品名、製造者名、製造日または流通期限または賞味期限が、元の包装に英語または輸出国の言語で表示されなければならない。
- 外国為替法施行令第2条第6項および第8項の規定に基づき、外貨獲得を目的として輸入された製品。
- 容器または包装内の農産物(例: オレンジの箱)
この場合、製品名、事業名(生産者または生産者グループ、輸入製品の輸入者)、製造日(梱包日または製造年)、内容物、保管条件、取り扱い方法は、包装にのみ記載する必要がある。
- 透明なプラスチックラップ(真空包装を除く)で覆われている、林産物、畜産物、水産物を含む農産物は、表示要件が免除される。